平成２５年（フ）第５９号
群馬県安中市安中2434番地の２
破産者　有限会社サカキ
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３２号
東京都西東京市谷戸町１丁目22番１―1305号
破産者　河西　新二
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７５０号
東京都調布市国領町２丁目５番地15コクティーB109―２
破産者　株式会社マキハウジング
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３３号
東京都稲城市若葉台２丁目１番地の１
破産者　有限会社ツェラン
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０３５号
東京都稲城市東長沼101番地リヴ・イーストミューズ307
破産者　田中　永江
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
静岡県富士市厚原298番地の３
破産者　アサヒ工機株式会社
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１９６号
静岡県富士宮市山宮266番地
破産者　有限会社のざわや
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３４７号
京都府久世郡久御山町島田堤外10番地
破産者　株式会社三和不動産
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１６号
京都市南区東寺東門前町８番地
破産者　有限会社シック
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２４号
京都市左京区松ケ崎修理式町１番地、２―Ｂ
破産者　株式会社ヒロ・プランニング
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０７３号
京都市南区上鳥羽北村山町70番地の２
破産者　有限会社久保製作所
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２４８号
広島県安芸郡府中町浜田１丁目３番40―５号
破産者　有限会社長岡設計事務所
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号
京都市伏見区横大路東裏町65番地
破産者　株式会社ジャパンラディカルマジック
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６８号
大阪市北区長柄中２丁目１番４号
破産者　大道漆畾工芸株式会社
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
山口県岩国市山手町１丁目２番６号
破産者　株式会社ジャパンコンピューター
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２５５号
長崎県長崎市丸山町７番９号
破産者　株式会社ハミルトンオリエンタル
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５１号
長崎県対馬市美津島町尾崎字水崎514番地
破産者　対馬冷熱株式会社
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４３１号
大分市大手町１丁目２番27号第２皐月マンション710号
破産者　有限会社ズーム
１　決定年月日　平成26年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３６９８号
大阪市港区弁天１丁目４番18―1306号
破産者　山口　哲夫
１　破産債権の届出期間　平成26年３月24日まで
２　一般調査期日　平成26年５月12日午後３時
平成26年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２４７号
大阪府寝屋川市成田東が丘14番１号
破産者　株式会社サントウホーム
１　破産債権の届出期間　平成26年３月25日まで
２　一般調査期日　平成26年５月12日午後３時30分
平成26年２月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６３号
大阪府岸和田市筋海町20番13号、住民票上の住所大阪府岸和田市宮本町８番４号
破産者　田渕　竹広
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月20日午後１時30分
平成26年２月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３１号
大阪府岸和田市土生町1464番地
破産者　山中電業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月20日午後２時
平成26年２月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６３号
大阪府泉南郡熊取町小谷南３丁目10番２号
破産者　南川美奈子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
２　一般調査期日　平成26年５月20日午後１時30分
平成26年２月25日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係